

社会的養護経験者へのヒアリング結果と今後の対応方針(案)

項目	令和4年度ヒアリング結果		既存の対応や制度	今後の対応方針(案)
	良い点	課題等		
① 一時保護所の環境や職員の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の生活や権利は守られていたと思う。 ○兄弟等と一緒にだったこともあり、雰囲気は悪くなかった。 ○体育館(大会議室)で楽しく遊んだことは覚えている。兄弟姉妹とも関わりが持ててよかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ルールが厳しく、監視されている感じがした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護を要する背景は様々であることから、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援が行えるよう、児童相談所運営指針、一時保護ガイドライン等に沿った対応に努めている。 ・意見箱を設置するほか、定期的に子どもと面談することで様子や意向の把握に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に一時保護所の第三者評価を実施した。職員の子どもと接する姿勢や組織体制等、第三者評価や今回のヒアリングの結果も踏まえ、より一層子どもの気持ちに寄り添った対応や説明を行うことで、さらなる信頼関係の構築に努める。
② 児童相談所職員の関わり方(①を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○抱っこしてくれた優しい先生がいたのは覚えている。 ○家に帰ることが出来なくなった際に、児童相談所の職員がきちんと理由を説明してくれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○進路に関して、児童相談所の対応は割とあっさりしており、相談することが出来ず、自分で結論を出した。 ○児童相談所の職員とは数回しか会った記憶がなく、関わってくれたという記憶がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等に子どもの状況を確認しながら、できる限り、経過診断を目的に面談を実施している。 ・なお、小学6年生、中学3年生、高校3年生の児童については、進路を含めて相談を行うため、原則全員を対象に面談を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に児童相談所の第三者評価を実施した。職員間の連携や業務に関する研修の実施等、第三者評価や今後のヒアリング結果も踏まえ、職員の対応力を向上させる。 ・子どもの意向を踏まえ、施設等の協力を得ながら、経過診断の機会をより増やしていけるよう努める。
③ 施設生活や施設職員の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ○施設職員には、相談事に対して施設としての意見ではなく、一人の大人の意見として回答してもらえた。 ○親に相談出来ないこともあったが、施設職員が相談にのってくれた。 ○衣食住に困らず、社会に出るための指導をしてくれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○好みではない児童に対しての施設職員の対応が冷たかった。 ○小規模施設は、児童同士の交流が少なかった。 ○生活のルールは施設が決めていた。もう少し施設のルールを緩くしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等において、児童養護施設運営指針や児童養護施設運営ハンドブック等に沿った対応に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等において、児童養護施設運営指針等に沿って運営されているか、札幌市が毎年実施する定期監査において状況を確認する。 ・施設入所後についても、施設訪問・助言等を通じて、施設とも連携してより丁寧な支援に繋げる。 ・施設の基幹的職員に対する研修を実施し、施設における組織的な支援体制の確保、後進の人材育成に繋げる。
④ 権利擁護の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○意見は、自由に言うことができた。 ○部活も自由に選べたし、アルバイトもすることができた。 ○シャンプーや洗顔をアンケートで選択できるようになり、髭剃りや入浴剤等、幅広く意見を聞いてもらえた。 ○毎月、今月の出来事を担当とは別の先生が聞いていける機会があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○部屋が大人数の時は、プライベートがなくて大変だった。 ○△△先生だから話したのに、その話を他の先生に共有されているのが嫌だった。 ○言いたいことを我慢したことはあった。 ○学校を卒業したら、就職するという暗黙のルールがあった。 	<p>【児童相談所(一時保護所を含む。)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に、より子どもに伝わりやすくなるよう子どもの権利ノートを改訂し、新規の子に対して活用を開始している。 ・意見箱を設置するほか、適宜個別に面談を行うなどして、子どもが意見を表明しやすい環境の確保に努めている。 <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等において、意見箱や第三者委員の設置など、子どもの意向聴取や権利擁護に努めている。 	<p>【児童相談所(一時保護所を含む。)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に対する職員の意識向上や職員の認識共有等、第三者評価の結果も踏まえ、より質の高い支援に繋げる。 <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設運営指針等に沿って運営されているか、札幌市が毎年実施する定期監査における状況確認に加えて、定期的な第三者評価の受審による運営の改善や透明性の確保を図っている。
⑤ その他(自立支援など)	<ul style="list-style-type: none"> ○施設職員が学校見学と一緒に来てくれて、奨学金についても教えてくれた。 ○施設退所後も施設職員が定期的に連絡をくれる。 ○一人暮らしを始めた当初は寂しかったが、施設職員が様子を見に来てくれて、本当によかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○働く前の期間の生活費を施設が負担してくれたが、市の制度であれば助かると思った。 ○お弁当を持っていかなければならなかったが、自炊の経験がなく、料理をするのが大変だった。 ○子どもは、限られた知識から進路選択をしなければならず、施設や大人からもっと選択肢を示してほしい。 ○退所後の親との関わりを支援してくれる場所があればいい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護自立支援事業による継続的なサポートに努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会等を通じて、社会的養護自立支援事業の制度及び内容について、施設職員の理解の充実を図る。 ・一定期間一人暮らしを体験してもらうことで、自立への不安を軽減する。 ・児童福祉法改正(令和6年度施行)を見据えて、施設等を退所した後も、いつでも頼ることができる場の設置をはじめ、支援体制の整備を検討していく。